

平成 26 年度

科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業

公募要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

平成 26 年 6 月

## < 目 次 >

1. 事業の目的	3
2. 事業の概要	3
3. 審査方法	8
4. 申請方法	9
5. 取組の実施	10
6. 留意事項	10
7. 問い合わせ先	15
8. スケジュール	16

## 1. 事業の目的

科学技術イノベーションは経済成長の原動力であり、これを担う優れた科学技術人材の育成は我が国の発展の基礎となるものです。

現在、日本において、この科学技術イノベーションの重要な担い手である若手研究者は、安定的な職を得るまでの間、長期にわたって任期付ポスト間の異動を繰り返すなど不安定な雇用環境に置かれています。また、安定的な職を得た若手研究者であっても、事務負担等が多く、研究業績を伸ばせない状況となっている場合がみられます。この結果としてセクター（大学、独立行政法人、企業等）間の人材の流動性が低くなっています。これらの事情が、次世代を担う優秀な若手研究者が、自らの研究活動に専念し、優れた研究成果を上げ、多様な場で自らの能力を存分に発揮する中で成長していくことの障害となっています。

また、最先端の研究開発の現場において、高度な研究設備・施設の操作、競争的資金の獲得、知的財産の管理等を行い、大学や独立行政法人等の研究機関（以下、「研究機関」という。）における研究活動を支える研究支援人材が不可欠です。文部科学省はその育成支援に取り組んでいますが、まだ職として十分に確立されておらず不安定な雇用環境に置かれている者も多く、諸外国と比較してその育成・確保は不十分な状況です。

こうした背景の下に、本事業では、複数の研究機関が連携してコンソーシアムを形成し、若手研究者や研究支援人材に対して、流動性を高めつつ、安定的な雇用を確保するために、国内外の研究機関、企業等とも連携してキャリアアップを図る仕組みを構築し、海外や企業等も含めた多様な場で活躍する研究者と高度な研究支援人材を育成することを目的とします。

## 2. 事業の概要

本事業は、新しい仕組みを構築するモデルとなる優れた取組を支援します。

### (1) プログラム

支援対象となるプログラムは以下の通りです。

#### ① 次世代研究者育成プログラム

コンソーシアムにおいて、公正な審査を経て選考した若手研究者に対して、コンソーシアム内の研究機関に、自らの研究活動に専念しやすいポストを与え、研究に専念させるとともに、流動性を高めつつ、安定的な雇用を確保する。また、国内外の研究機関、企業等での共同研究や人的交流、留学・研修などの機会を提供し、視野や知見を広げ、業績等を積み、自らの適性に応じたキャリアアップを図るシステムを構築し、次世代を担うグローバルリーダーとなる研究者を育成する。

#### 【提案の要件】

- ・コンソーシアムにおいて、公正な審査を経て選考した若手研究者に対して、一定の任期を付して安定的な雇用を確保し、原則として研究主宰者（Principal Investigator;PI）として、自立的な研究環境を与え研究に専念<sup>\*1</sup>させるとともに、複数の研究機関等を異動することで、流動性を高めつつ、キャリアアップを図る仕組みを構築すること。

- ・コンソーシアムにおいて、国内外の研究機関、企業等と連携しながら、キャリア形成に関わる教育研修などを実施するとともに、国際会議での研究発表や国内・国際共同研究の実施、あるいは、長期研究インターンシップなど、研究者としてのキャリアアップを図る仕組みを構築すること。
- ・支援対象となる若手研究者は、博士号取得後10年以内又は同等程度の研究経歴<sup>※2</sup>を有する若手研究者<sup>※3</sup>とし、コンソーシアムにおいて、国際公募等により選考すること。
- ・コンソーシアムにおいて、若手研究者の雇用にあたり、年俸制など、流動性を妨げない雇用形態を形成すること。また、若手研究者が雇用期間中の研究業績について、適切に評価を受け、処遇等に反映させる評価の仕組みを構築すること。
- ・コンソーシアムを構成する各機関は、任期付職員ポスト（助教相当以上）を確保するとともに、若手研究者が、自立した研究活動が出来る環境（例：研究資金の措置、研究支援体制の充実、研究スペースの確保、主任研究指導教員としての大学院生の研究室への配属等）を確保すること。

※<sup>1</sup> 研究活動のエフォートが60%以上であること（実施機関の特性に応じて70%や80%も設定可能とする）。

※<sup>2</sup> 博士課程に標準年限以上在学し、所定の単位を修得した上、退学した（いわゆる「満期退学者」）で、退学後10年以内の研究者。

※<sup>3</sup> 40歳未満とします。但し、臨床研修を課せられた医学系分野においては43歳未満とします。

なお、本プログラムでは、コンソーシアムを構成する研究機関で雇用しているポストドクターを含む若手研究者<sup>※2</sup>及び博士課程（後期）学生を、コンソーシアムで選抜し、企業等と連携し、特定の学問分野の専門能力だけでなく、国際的な幅広い視野や企業等などの実社会のニーズを踏まえた発想を身に付けたイノベーション創出人材として養成することで、研究機関の研究者以外の多様なキャリアパスの確保を支援するシステムを構築する取組を提案することができます。

支援対象となる取組例は以下の通りです。

- ・ポストドクターを含む若手研究者及び博士課程（後期）に関するデータベース、企業等との密接なマッチングシステムの構築
- ・ポストドクターを含む若手研究者や博士課程（後期）学生が、企業等での研究・技術開発やその他多様な業務・職務で活躍できる能力を身に付けるための講義、企業等との交流会等の取組
- ・意欲と能力があるポストドクターを含む若手研究者及び博士課程（後期）学生を、コンソーシアムで選抜し、国内外の研究機関、企業等において多様な業務を長期間経験させる取組（原則連続して、2ヶ月以上）
- ・コンソーシアムを構成する研究機関の幹部、指導教員やPI、企業等の幹部、ポストドクターを含む若手研究者及び博士課程（後期）学生を対象としたキャリアパス意識啓発のための取組
- ・コンソーシアムにおける取組の他の研究機関への普及、展開

## ② 研究支援人材育成プログラム

コンソーシアムにおいて、公正な審査を経て選考した研究支援人材に対して、コンソーシアム内の研究機関において研究プロジェクトに従事させ、安定的な雇用を確保するとともに、他の研究機関、

企業等と連携しながら、複数の研究機関における経験、研修等の機会を提供し、専門職化、キャリアアップを図るシステムを構築し、専門性の高い研究支援人材を育成する。

#### 【提案の要件】

- ・コンソーシアムにおいて、研究支援人材に対して、安定的な雇用を確保するとともに、他の研究機関、企業等と連携しながら、研究支援人材としての専門職化、キャリアアップを図る仕組みを構築すること。
- ・コンソーシアムを構成する各機関は、コンソーシアムにおいて、研究支援人材を公正で透明性の高い方法で選考し、コンソーシアムを構成する研究機関において、一定の任期を付して雇用すること。
- ・コンソーシアムにおいて、研究支援人材の雇用にあたり、職員の採用形態や職階など流動性を妨げない雇用形態を形成すること。また、研究支援人材が雇用期間中の業績について、適切に評価を受け、処遇等に反映させる評価の仕組みを構築すること。

### (2) 取組体制

#### ① コンソーシアムの構築

##### (構成主体)

- ・コンソーシアムを形成する主体は、国内に所在する大学、大学共同利用機関及び独立行政法人等の研究機関とします。

##### (規模)

- ・1 コンソーシアム当たり、当初は3～5機関程度を想定していますが、事業実施期間中に必要に応じて参加機関数を増やしていただくことを推奨します。

##### (留意事項)

- ・大学については、国公立や規模の別にとらわれず、若手研究者や研究支援人材の育成や雇用の安定という目的を共有できる機関間で連携を図ること。
- ・大学のみで連携するのではなく、例えば独立行政法人、公的性格を有する研究機関などもコンソーシアムの中に組み込み、構成機関の多様性を確保することが望ましい。
- ・コンソーシアムの連携・協力先として、国内外の研究機関、企業等も対象とすることにより、研究者等の多様なセクター間での流動を可能とし、専門性の向上や研究・研究運營業績等の蓄積などを図る上で有益となり得る、様々な機会の提供が可能となるよう配慮すること。

#### ② 運営協議会の設置

事業の実施主体は、複数の研究機関により構成されるコンソーシアムの運営協議会とします。運営協議会は、コンソーシアム全体の管理・運営の責任主体であり、代表機関に置くこととし、運営は、コンソーシアムを構成する研究機関の協力を得て行うものとします。

本事業を適切に運営するため、有識者からなる運営委員会等を置くものとします。

また、協賛金や拠出金などの自主財源を確保し、補助事業期間終了後も、運営協議会を自立化させて維持し、取組の継続性を確保することが求められます。

#### (運営協議会の機能)

- ・ コンソーシアムにおいて実施する取組の決定（申し合わせや運営要綱等を規定）
- ・ コンソーシアムとして支援する研究者、研究支援人材の選定、コンソーシアム内あるいはコンソーシアム外への異動に係る調整や成果の評価。なお、支援対象者の選定等に当たっては、文部科学省の研究人材キャリア情報活用支援事業において運用している研究者人材データベース（JREC-IN）を活用することが望ましい。
- ・ コンソーシアムを構成する研究機関における連絡調整
- ・ 支援対象者へのキャリアサポート体制の整備・運営（自らの研究活動に専念できる研究環境の提供等）
- ・ 本事業の経費の配分・執行管理
- ・ 研究不正の防止に関する取組（コンソーシアムを構成する研究機関における研究不正に関する調査の助言・勧告、研究倫理教育プログラムの受講など）
- ・ その他本事業に必要な業務

#### (3) 対象機関

以下の機関による共同申請を原則とします。

- ・ 大学（ただし、自然科学全般又は自然科学と人文・社会科学との融合領域の学部・学科や研究科を有している大学に限ります。）
- ・ 大学共同利用機関
- ・ 独立行政法人（ただし、自然科学全般又は自然科学と人文・社会科学との融合領域の研究活動を目的とする法人に限ります。）
- ・ 公設試験研究機関
- ・ 公益社団・財団法人

共同申請に当たっては、1機関を代表機関とし、その他機関を共同実施機関として参画するよう構成してください。

#### (4) 申請者

本事業への申請者は代表機関の長とします。

#### (5) 選定件数

5拠点程度

#### (6) 補助事業期間

事業計画は8年間とし、うち原則として5年間（平成30年度まで）について補助します。ただし、特に優れた成果をあげているものについては、改めて審査・評価の上、一定期間（例えば3年間）の

延長があります。

#### (7) 補助対象となる経費

- ・申請内容の実施に必要な経費の一部については、文部科学省から補助金として代表機関及び共同実施機関（以下、「実施機関」という。）に交付します。
- ・1コンソーシアム当たりの補助金は、原則として年間1～3億円程を上限とします。ただし、平成27年度以降の補助金については、財政事情により減額する場合があります。
- ・補助対象となる経費は具体的に以下に示すものとします。

##### 1. 次世代研究者育成プログラム

①若手研究者の雇用経費。1人当たり採用1年目は600万円、2年目は500万円、3年目は400万円、4年目は300万円、5年目は200万円を上限。

なお、若手研究者の雇用経費は、事業開始2年目までに雇用した若手研究者を対象に補助します。3年目以降は自主財源を確保し、新規採用を継続することを推奨します。

②若手研究者のスタートアップに要する研究費。採用後2年度に限り1人当たり2年間で1000万円を上限。2年間の配分は自由とするが、700万円/年を上限。（例、1年目500万円+2年目500万円、1年目300万円+2年目700万円）

③若手研究者が自らの研究活動に専念できるようにするための環境整備費（研究支援人材の雇用経費など）。

④研究機関を異動する際に発生する実験装置の移動等に伴う経費。

⑤若手研究者のキャリア形成に関わる教育研修などの開催に必要な経費。

⑥若手研究者が国内外の大学や研究機関、企業等に派遣されるために必要な以下の経費。

- ・国内旅費、外国旅費。
- ・大学や研究機関等、企業で研究を行うための経費。

⑦メンターの雇用等に要する経費。

⑧若手研究者、博士課程（後期）学生を国内外の大学や研究機関、企業等に派遣、インターンシップさせるために必要な以下の経費。

- ・人件費（月額15万円を限度）。
- ・国内旅費、外国旅費。
- ・大学や研究機関、企業等で研究を行うための経費。

⑨若手研究者、博士課程（後期）学生のキャリア支援に関する講義や企業など交流に関わる経費。

※⑧、⑨については、大学や研究機関等の研究者以外の多様なキャリアパスの確保を支援するシステムの構築を提案した場合に限る。

##### 2. 研究支援人材育成プログラム

①研究支援人材の雇用経費。1人当たり採用1年目は400万円、2年目は350万円、3年目は300万円、4年目は250万円、5年目は200万円を上限。

なお、研究支援人材の雇用経費は、事業開始2年目までに雇用した研究支援人材を対象に補助します。3年目以降は自主財源を確保し、新規採用を継続することを推奨します。

- ②研究支援人材のキャリア形成に関わる教育研修などの開催に必要な経費。
- ③研究支援人材が自らのスキルアップを目的に学会等に参加するために必要な以下の経費。
  - ・国内旅費。
- ④研究支援人材が他の大学や研究機関、企業等に派遣されるために必要な以下の経費。
  - ・国内旅費。

### 3. 共通

○運営協議会の運営に必要な以下の経費。

- ・運営協議会構成員等事業実施者の雇用に係る経費、事業実施に必要な補助者の雇用に係る経費。
- ・事業実施のために必要な各種経費（消耗品費、旅費（国内・外国）、諸謝金、会議開催費（会議・ワークショップ等の開催）、借損料（物品等の借損・使用）、雑役務費（データ分析等の役務）、通信運搬費（運搬、データ通信費等）。

- ・上記補助対象経費において、使用できる経費の種類は、原則として別表に示すものとします。

### （8）重複申請の制限

「次世代研究者育成プログラム」と「研究支援人材育成プログラム」を同時に申請することを可能とします。なお、同時に申請する場合、コンソーシアムの構成機関は同一でなくても構いません。ただし、本事業は機関の組織的な取組であることから、代表機関としての申請は、1プログラムにつき、1機関1つとします。

また、1つのプログラムにおいて、代表機関が他のコンソーシアムに共同実施機関として参加すること、また、1つの機関が複数のコンソーシアムに共同実施機関として参加することは可能とします。ただし、補助金の交付に当たっては、1つの機関に対する重複や集中の排除など、適正な補助を実施する観点から、事業計画の目的、事業内容等を精査の上、補助金額を決定することとします。

### 3. 審査方法

本補助金交付先の選定のための審査は、（独）科学技術振興機構（JST）\*に設置される「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業委員会（以下「事業委員会」という。）」において行います。

審査は、書面審査及び必要に応じて面接審査を行います（審査方法の概要は、「平成26年度科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業審査要領」を参照してください。）。

選定する機関及び部局等は、文部科学省において事業委員会の審査結果を踏まえ決定します。

\*本事業に関する事務処理業務の一部をJSTに委託しています。

#### 4. 申請方法

本事業への申請にあたっては、下記の方法で行ってください。

##### (1) 申請書類

別添の科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業申請書の様式 1～3 に記入して提出してください。

##### (2) 申請期間

平成26年6月20日（金）～平成26年8月8日（金） 17：00（時間厳守）

##### (3) 提出方法

申請書類は、PDFファイルに変換していただき、電子メールで提出してください。郵送・持参・FAXによる申請書類の提出は受け付けませんが、電子メールでの提出が困難な場合はご相談ください。

なお、必要に応じて後日申請書類の原本を提出していただく場合がありますので、原本は大事に保管してください。

- ・送信メールの件名は、「【科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業（〇〇プログラム）】機関名」とすること。（「（〇〇プログラム）」には、申請を行おうとしている事業（次世代研究者育成プログラム又は研究支援人材育成プログラム）と記載し、「機関名」には申請機関（代表機関）の名称を記入すること。）
- ・添付ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ずPDF形式のファイルで送信すること。
- ・メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計10MB以下をお願いいたします。なお、容量を超える場合は、分割して送信してください。
- ・メール到着後、翌営業日中に受領通知を送信者に対してメールで返信いたします。電子メール送付から2営業日以内に受領通知が届かない場合は、すぐにご連絡ください。

##### (4) 提出先

E-Mail : [stsr@jst.go.jp](mailto:stsr@jst.go.jp)（「@」は半角にしてください。）

##### (5) その他

- ・用紙サイズはA4縦判、横書きとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成することとし、日本語で記載してください。カラーで作成することも可能としますが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。
- ・提出された申請に係る書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は認めません。
- ・申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載があった場合は、選定後にお

いても、選定が取り消されることがあります。この場合、虚偽の記載等を行った事業推進担当者について、一定期間本事業への参加を制限します（他の競争的資金制度等においても、参加が制限される場合があります）。

- ・提出された申請に係る書類は返還しませんので、各機関において控えを保管してください。
- ・選定された機関に対しては、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡を行います。
- ・選定された機関については、ホームページ等により公表します。

## 5. 取組の実施

- (1) 選定された取組の実施機関は、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、（独）科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。
- (2) 補助金の交付等については、別に定める補助金の交付要綱等に基づき行います。
- (3) 実施機関は、計画書等に基づき取組を実施するほか、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、（独）科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。また、実施に際し、文部科学省及び（独）科学技術振興機構プログラム主管（プログラムオフィサー）が、現地調査の実施などにより進捗状況を把握します。
- (4) 実施機関は取組実施3年度目及び取組終了時、事業の実施状況等について成果報告書を速やかに作成し、（独）科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。
- (5) 成果報告書等を基に、事業委員会において、取組実施3年度目に、中間評価、取組終了年度の翌年度に事後評価を実施します。評価は、書面審査及び必要に応じてヒアリングを行うこととします。なお、中間評価の結果によっては、文部科学省より機関に対して改善策の提出を求め、更に補助金の減額や打ち切りを行うことがあります。また、文部科学省が別途指定する時期（4年度目又は5年度目を想定）に、審査・評価を経て補助事業を延長することができる取扱いを予定しています。

## 6. 留意事項

### (1) 補助事業の遂行及び管理

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は当該交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであ

ることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本制度の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日）及び平成26年4月から運用開始の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。

(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科部科学大臣決定）（平成26年2月18日改正）に基づく措置

本事業の応募に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合の応募は認められません。）

このため、下記のホームページの様式に基づいて、平成26年8月8日（金）までに研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストを提出してください。

提出するチェックリストの様式、提出先等については、以下のホームページを参照してください。

【URL】[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。）e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記HPIに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。

【HPアドレス】<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

また、本チェックリストは、平成26年4月以降に新たな様式とすることとしており、再度、新様式による提出を依頼させていただく予定ですので、文部科学省からの周知等に十分御留意下さい。

なお、平成26年2月18日に改正したガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

※注 平成25年4月以降、別途の機会をチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。その場合は、申請書類とともに事務連絡として、チェックリストを

提出済みである旨記載し提出してください。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

また、チェックリストの内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、補助金を交付しないことがあります。

#### (4) 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

本事業に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という）への措置については以下のとおりとします。

##### ○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

###### (i) 補助金の交付決定の取り消し、変更、補助金の返還

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降についても補助金の交付決定をしないことがあります。

###### (ii) 申請及び参加<sup>※1</sup>の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>※2</sup>に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省・他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規取組の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 <sup>※3</sup> （補助金等を返還した年度の翌年度から <sup>※4</sup> ）
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年
	(2) ①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
	(1)	

	以外	②①及び③以外のもの	2～4年
		③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）

※3 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合。

※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加を制限します。

### (iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

### (5) 研究活動の不正行為に関する措置

本公募は『公正な研究活動の推進に向けた「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について（審議のまとめ）』（平成26年2月3日「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議決定）を踏まえて現在検討している、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会決定、以下「ガイドライン」という。）の見直し内容を前提として行うものです。

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、見直し後のガイドラインを遵守することが求められます。

また、実施課題に関する研究活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）への措置については以下のとおりとします。

#### ○研究活動の不正行為が認められた場合の措置

- (i) 補助金の交付決定の取り消し、変更、補助金の返還

研究活動の不正行為が認められた場合、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、研究活動の不正行為の悪質性等に考慮しつつ、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降についても補助金の交付決定をしないことがあります。

(ii) 申請及び参加の制限等の措置

本制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為が認定された者、及び、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠った等の理由により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的資金等の担当に当該不正行為の概要（不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から※1)	
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

【※1 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。】

(6) 競争的資金制度及び他の科学技術人材育成費補助事業で申請及び参加の制限が行われた研究者に対

## する措置

国又は独立行政法人が所管している競争的資金制度※及び他の科学技術人材育成費補助事業において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、競争的資金制度及び他の科学技術人材育成費補助事業において申請資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

競争的資金制度及び他の科学技術人材育成費補助事業について、平成26年度以降に新たに公募を開始する事業も含まれます。なお、平成25年度以前に終了した事業においても対象となります。

※ 現在、具体的に対象となる事業については、以下のホームページを参照してください。

【URL】 <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/12ichiran.pdf>

## (7) 関係法令等に違反した場合の取り扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、取組を実施した場合には、「補助金の交付をしないこと」や、「補助金の交付を取り消すこと」があります。

## 7. 問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先等は、以下のとおりです。

また、文部科学省及び（独）科学技術振興機構のホームページも参照してください。なお、公募開始後、公募要領や様式等に変更が生じる場合には、当該ホームページで周知します。

【ホームページURL】（公募情報、公募要領のダウンロード等）

（独）科学技術振興機構：<http://www.jst.go.jp/shincho/koubo/index.html>

<事業内容全般に関する問い合わせ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課基礎人材推進係

電話：03-6734-4021

E-mail：kiban@mext.go.jp

<書類作成・提出に関する問い合わせ先>

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

（独）科学技術振興機構 科学技術プログラム推進部

科学技術イノベーション創出基盤グループ

科学技術人材育成費補助事業 審査担当

電話：03-5214-7521（代）

E-mail：stsr@jst.go.jp

<e-Radにおける研究機関、研究者の登録及びe-Radの操作に関するお問い合わせ先>

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク

電話：0120-066-877（午前9：00～午後6：00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

## 8. スケジュール

- ・公募開始 : 平成26年 6月20日 (金)
- ・公募説明会 : 平成26年 7月 8日 (火)
- ・公募締切り : 平成26年 8月 8日 (金) 17:00 (時間厳守)
- ・審査 : 平成26年 8月下旬~10月上旬
- ・選定結果の通知 : 平成26年10月下旬
- ・交付申請等 : 平成26年11月上旬
- ・交付決定 : 平成26年11月中旬

(別表)

費 目	種 別	備 考
設備備品費		設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。
人件費		雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算定に当たっては、機関の給与規程等によるものとします。
事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。
	国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。
	外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	諸謝金	外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金。 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。
	会議費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については補助金からは支出できません。
	通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
	借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費。
光熱水費	本事業の実施に必要な光熱水費。 ※本事業に関係しない光熱水費については、補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。	